

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、 障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取り組み を進め、障害者が自らの意思により地域で自立した生活 を送れる社会づくりを推進するために、平成16年度から5か年間の施策の方向について具体的に示します。

横浜市のこれまでの取組と国の障害者プラン

横浜市では、「中期政策プラン」を平成14年度から平成18年度の5か年間を計画年次として策定し、この中の障害者施策に関する計画を、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と位置づけました。そこでは、生涯を通じた一貫した支援体制の整備を進めるとともに、幼児期・学齢期・成人期・高齢期等の各ライフステージにおいて必要とされる事業や施策の方向を示してきました。

また、平成15年には、国において「リハビリテーション*1」「ノーマライゼーション*2」というこれまでの理念に加えて「共生社会」の実現を基本理念とした新障害者基本計画(計画期間10年間)とその実施計画としての新障害者プラン(同5年間)が開始されました。

この、国の新障害者プランを受けて、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送れる社会を実現するために、「中期政策プラン」をさらに具体的に推進していく「横浜市障害者プラン」を平成16年度から平成20年度までを期間として策定することとしました。

社会福祉基礎構造改革の理念とプラン

この「横浜市障害者プラン」では、国において進められている社会福祉基礎構造改革*3の考え方にもあるとおり、障害者の"自己選択"と"自己決定"の実現を図る社会の構築を基本理念として、障害者自身の力を充分に発揮していくことを念頭に「プランでめざす社会」を4つ設定したうえで、それらの4つの社会を「実現するための施策の方向性」を明確にした「目標設定型」のプランとしました。

*1 リハビリテーション

機能障害の改善や維持のほか、障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指す考え方。その人に最もあった生活をするために、各個人が自らの人生を変革していくための手段を獲得していくことを目指し、かつ、時間を限定したプロセスです。

*2 ノーマライゼーション

*3 社会福祉基礎構造改革

障害者を特別視するのではなく、一般社会のなかでふつうの生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。

これからの社会福祉の目的は、国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本となるが、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合に社会連帯の考え方にたった支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活が送れるよう支援することにあるとの考え方に基づき、社会福祉を支える基礎となる仕組みを抜本的に見直すとする改革です。

障害特性を踏まえた施策の展開

このプランでは、身体・知的・精神の3障害や難病などをあわせて計画することにより、 総合的な施策の展開を図っていきます。

特に、国の新障害者プランにおいても重点施策とされている精神障害者に対する施策については、他の障害者施策と比較しても一層のサービスの充実が求められていることから、横浜市では初めて行われた精神障害者当事者に対するアンケート調査等を踏まえて、積極的に施策を展開していきます。

さらに、このプランの5年間には、これまでの障害認定基準ではとらえきれないLD、ADHD*4、高機能自閉症、高次脳機能障害や難病(特定疾患)*5患者等への福祉・保健・教育の対応を求める新たなニーズに対する支援策の検討を行っていく必要があると考えています。

プランの策定にあたって

一方、これからの福祉保健施策を検討し、実施していくには、社会状況の変化の中で、展開する事業や施策の優先順位を明確にしたうえで、事業効果や財政状況を踏まえながら順次推進していかなければなりません。

また、サービス提供にあたっての利用者負担や助成制度・手当等のあり方について、あらためて効果的な実施の方法を検討しつつ、他の機関との連携を図りながら、各種の施策の充実を進めていく必要があります。

*4 LD, ADHD

LD: 学習障害。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

ADHD:注意欠陥・多動性障害。年齢あるいは発達に不つり合いな注意力・衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学校生活に支障をきたします。症状が7歳以前に存在し、著しい不適応の状態が学校や家庭など複数の場面で継続してみられます。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されますが、知的障害・自閉症などが認められません。

*5 難病(特定疾患)

難病(特定疾患)患者とは、国が定める厚生労働省労働科学研究難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)の対象患者及び関節リウマチ患者をいいます。

基盤整備に関わる施策の展開

こうした考え方のもと、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、 基礎となる施策として、ホームヘルパー・ガイドヘルパーなど、生活を直接支援する在宅サービスの充実、デイサービス・障害者小規模通所施設等、日中活動の場の確保・拡充、グループホームなど、生活の場の確保・充実などの施策を一層進めていきます。

また、「横浜市福祉のまちづくり条例」の理念にもあるとおり、"よこはま"が人間性豊かな福祉都市となるよう、市民、事業者、横浜市の協力・連携のもと、地域のバリアフリー化*6など、ゆたかでうるおいのある生活を送ることができるよう、福祉のまちづくりを総合的に推進していきます。

施設については、各区に整備している障害者地域活動ホーム等と連携することにより、地域生活を支援する機能の充実を図り、重度重複障害、重度の身体障害、強度行動障害等の障害の内容・程度に応じて適切な対応ができるよう、役割・地域のバランスなどを考慮して整備を行います。精神保健福祉の分野においても、生活支援センターや生活訓練施設などを整備・運営手法等を工夫しつつ、整備を進めていきます。

今後、障害者の地域での生活がより豊かで充実したものとなり、障害者の健康づくり、社会参加の促進、子どもから高齢者まで多くの市民の交流を図ることができるよう、南部方面に、障害者のスポーツ・文化振興のための中核拠点を新たに整備します。

*6 バリアフリー

社会生活上の障壁(バリア)となるものが除去された状態。段差などの物理的障壁(ハード面)のみならず、たとえば制度的、文化・情緒面、意識上の障壁(ソフト面)を除去することもバリアフリーの範囲に含めるようになってきています。

誰もが利用しやすい交通ネットワークづくりによる展開

横浜市は、高齢者・障害者をはじめすべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、 自分の力でどこにでも出かけられ、自由に活動できるまちをめざして、平成9年3月に「福祉のま ちづくり条例」を制定しました。

この条例では、建築物や道路、そして公共交通機関などバリアフリー化を推進するための整備基準を定め、施設管理者に働きかけるとともに、新設だけでなく既存の施設の改修の際にバリアフリー化に努めるよう協力を求めています。

その中で横浜市では、特に「移動の確保」を課題に高齢者・障害者など公共交通機関の利用環境の改善とこれを通じた福祉のまちづくりを推進するため、

- (1) 民営鉄道事業者が行う鉄道駅舎へのエレベーター等の垂直移動施設の設置に対する補助
- (2) 市営地下鉄既存駅舎へのエレベーターの設置

を行っています。平成15年度末でエレベーター等による地上からホームまでの連続整備駅は、市内149駅中107駅(72%)となる見込みです。

また、車いす利用者、高齢者、障害者など誰もが乗降しやすいノンステップバスは平成9年度よ

釦

交通バリアフリー法に基づく「基本構想」作成の取り組み

交通バリアフリー法では、高齢者や障害者などが公共交通機関を利用する場合、その移動の利便性や安全性の向上を促進するため、

- (1)駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、 バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化の推進
- (2)駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に 基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的 かつ一体的に推進

することになっています。

このうち、市町村主導による地域のバリアフリー施策の推進として、市町村は、一定規模の駅などの旅客施設(特定旅客施設)を中心とした地区(重点整備地区)におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができることになっています。

また、交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、「基本構想」に基づきそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施することとなっています。

横浜市には、基本構想を作成することができるとされている「1日利用者数が5,000人以上の鉄道駅」が市内で128駅ありますが、駅利用者数、周辺施設の立地状況、まちづくり上重要であること等を考慮して、都心、副都心に位置する鶴見、新横浜、横浜、関内の4地区(12駅)を対象に、先行的に基本構想の作成に着手しました。

プランでめざす社会

障害者が自らの意思 で選択し生活を決め ることができる社会

障害者が住み慣れた 地域で生活を送れる 社会

障害者が安心して 日々の生活を送れる 社会

障害児の学習環境を 整備し、生活を支え ていく社会

施策展開のための

- ○障害者の人権の尊重と保障
- 〇障害者自身が解決する 力の向上
- ○生涯を通じて一貫した 支援体制の整備
- 〇地域生活を継続する ための施策の展開

実現のための施策の方向性

自己選択・自己決定の理念により、障害者が自ら自分の暮らしや生き方を選択し、生活の質を高めていくことができる社会を創っていきます。そのために、障害者自身や家族の力を強めていく(エンパワーメント*7)環境を整え、相談支援システムの整備や福祉事業の第三者評価の実施などを進めていくとともに、「横浜市後見的支援を要する障害者支援条例」に基づいて、支援が必要な方に対する支援の促進など、ライフステージを通じて一貫した障害者の支援を進めていきます。

障害者が地域で生活することができるよう、行政、民間企業や社会福祉法人・NPO、障害者団体及び地域生活に関わるすべての人々が協働して、多様なサービスの供給体制とその仕組みを整えていきます。現在施設や病院に入所(院)している方が地域に戻るためのシステムづくりや、地域生活を支える様々な在宅サービスを充実し、地域のバリアフリー化を一層進めていきます。

障害者が病気や事故などに際しても、安心して適切な医療サービスを利用することができるための環境や体制づくりを進めていくほか、病気の予防と早期発見を図るために日頃の健康管理・健康相談体制の充実を図ります。また、災害時に障害者が安心して生活をし続けることができるための施策を検討します。

障害児一人ひとりのニーズに応じた教育を推進するために、福祉・保健・医療・教育の連携を深め、相談支援・指導プログラムの充実を図ります。また、個別支援学級の充実や、家族の病気等による通学困難時での支援体制の確保や学校施設のバリアフリー化の推進、在宅生活の支援など障害児が学びやすい環境づくりを推進し、障害児の生活を総合的に支える仕組みづくりを検討します。

各種の就労支援策を推進し、就労援助センターや学齢期からの就労相談・訓練を充実するとともに、特例子会社の設立支援や 民間事業者提案型の障害者の店の整備など就労機会の拡充を図 ります。

重点施策

"実現のための施策の方向性"の中から、次の事業・施策を重点施策としてまとめました。

普及・啓発のさらなる充実

相談支援システム の体制整備

地域生活移行 システムの構築

医療環境・医療体制の 充実

障害児の生活・学習環 境の整備

障害者の就労支援 の拡充

*7 エンパワーメント

人が社会生活のうえで抱える課題や問題を主体的に解決したり、生活の意欲を高めようとする、その力を増強もしくは回復させることです。人が自らの環境や背景に着目し、生活や行動のあり方への自覚あるいは希望を踏まえて、進んで自己決定し、行動する力を支援することです。